

福祉有償運送実施団体が備える運転者の要件早見表

車両の区分	基本要件		備考	
	付加要件		備考	
福祉車両	② 1種免許保持者 (過去2年以内において 停止されていないものに 限る)	社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
乗用車	① 2種免許保持者 (免許の効力がある者に 限る)	社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
※セダン型車両	④ 1種免許保持者 (過去2年以内において 停止されていないものに 限る)	社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
乗用車	③ 2種免許保持者 (免許の効力がある者に 限る)	社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
乗用車	② 1種免許保持者 (過去2年以内において 停止されていないものに 限る)	社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	
		大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国土交通省令第31号自動車交通局長一節改正通知	

※セダン型車両の③、④は単独で運転できるための要件。
この要件を満たしていないものが運送する場合は、運転者の他に③、④の付加要件のある者を乗務させなければならない(2人乗務での運行となる)。